

第6章 生産局

第1節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業分野への影響と対応

農畜産物に係る原発事故対応として、食品中の放射性物質の基準値(一般食品 100Bq/kg、乳児用食品 50Bq/kg、牛乳 50Bq/kg、飲料水(茶含む)10Bq/kg)以下の農畜産物のみが流通するよう、放射性物質検査や検査結果に応じた出荷制限が行われており、関係県において必要な検査が行われるよう科学的助言等を行った。また、品目・地域ごとの状況に応じ、農畜産物等の放射性物質の吸収を抑制するための対策等の徹底を図った。

1 農畜産物の品目ごとの放射性セシウム検査結果と安全確保の取組

(1) 米

30年産米については、29年産米に引き続き、作付制限、放射性物質の吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保対策を実施した。また、23年産米の検査結果等の解析により、カリ肥料の施用が玄米に含まれる放射性セシウム濃度を低減する効果があることが明らかとなっていることから、30年産米の生産においても、土壌中のカリウム濃度に応じたカリ肥料の施用を推進・支援した。こうした取組の結果、30年産米については、検査された約925万点すべてで基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。

(2) 米以外の農産物

野菜については、30年度に実施された6,728点の検査において、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。果実については、震災後に粗皮削りや高圧洗浄により樹体表面に付着した放射性セシウムの低減に取り組んだ。30年度に実施された1,296点の検査において、基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。茶については、震災後に深刈り等の剪定、整枝により樹体や葉に付着した放射性セシウムの低減に取り組んだこと等により、30

年度に実施された43点の検査において、基準値(10Bq/kg)を超える放射性セシウムは検出されなかった。なお、茶については、24年4月以降、飲用に供する状態で測定することとなっている。大豆・そばについては、29年産に引き続き、「放射性セシウム濃度の高い大豆が発生する要因とその対策について(平成27年3月、第3版)」などに基づき、関係県等と連携して放射性物質の吸収抑制対策の徹底を図った。こうした取組により、30年産では、大豆において209点、そばにおいて189点の検査が行われたが、いずれも基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。

(3) 畜産物

畜産物については、基準値を超える放射性物質が含まれることがないように設定した暫定許容値以下の飼料のみが与えられるよう、家畜の適切な飼養管理について指導するとともに、必要に応じた代替飼料の確保に対する支援等を行った。また、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を上回る牧草が生産されることが予想される草地について、反転耕、耕起等により、平成23年度から30年度にかけて約3万3千haの放射性物質の吸収抑制対策等を推進した。こうした取組により、30年度は牛肉について209,941点、豚肉について234点、鶏肉及び鶏卵について305点の検査が行われたが、いずれも基準値を超える放射性セシウムは検出されなかった。また、原乳について、30年度は610点の検査が行われたが、基準値(50Bq/kg)を超える放射性セシウムは、23年4月以降検出されていない。

(4) 正確な情報発信

原発事故の影響下での農作物の作付、吸収抑制対策、収穫時の検査等、営農上留意すべき事項について、Q&Aや通知を作成し、Webサイトへの掲載や、関係県・団体等を通じて現場への周知に努めた。また、都道府県が行う食品中の放射性物質の調査結果について、厚生労働省の集計したデータを基に、各品目や地域ごとに分かりやすく整理し、Webサイトに掲載した。

表1 平成30年度の農畜産物の放射性セシウム検査結果(17都県)
(上段:30年度、下段:29年度)

品目	検査点数 ^{注2}	基準値 ^{注3} 超過点数	超過割合	30年度の 基準値 超過品目
米	925万	0	0%	—
	(998万)	(0)	(0%)	
麦	207	0	0%	—
	(189)	(0)	(0%)	
豆類	234	0	0%	—
	(499)	(0)	(0%)	
野菜類	6,728	0	(0%)	—
	(8,275)	(0)	(0%)	
果実類	1,296	0	0%	—
	(1,579)	(1)	(0.06%)	
茶 ^{注4}	43	0	0%	—
	(85)	(0)	(0%)	
その他 地域特産物	248	0	0%	—
	(332)	(0)	(0%)	
原乳	610	0	0%	—
	(770)	(0)	(0%)	
肉・卵 (野菜鳥獣肉を除く)	210,480	0	0%	—
	(211,897)	(0)	(0%)	

農畜産物 合計	947万	0	0%	
	(1,020万)	(1)	(0.00001%)	

注1:厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)で対象自治体としている17都県。

注2:穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

注3:超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。

注4:基準値(24年4月~):100Bq/kg(茶について浸出液で10Bq/kg、原乳については50Bq/kg。経過措置として、米と牛肉については24年9月30日、大豆については24年12月31日まで500Bq/kg(暫定規制値))。

24年度以降の茶は、飲料水の基準値(10Bq/kg)が適用される緑茶のみ計上。

2 原発被災地への支援等

避難指示区域等における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後の農地等の保全管理や作付実証等の取組を支援した。

(1) 農業生産の復興・営農再開支援に向けた取組

農業生産の復興に向けて、放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援した。また、避難指示区域等における農業者の経営再開に向けて、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣

被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作及び新たな農業への転換等に対して支援した。

(予算額 東日本大震災農業生産対策交付金

3,524百万円の内数

福島県営農再開支援事業

36,216百万円(基金))

(2) 農業系廃棄物の処理の推進

放射性セシウムに汚染された稲わら、牧草、牛ふん堆肥等の農業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000Bq/kg超は指定廃棄物として国(環境省)が、8,000Bq/kg以下は一般廃棄物等として市町村等が処理することとされている。焼却処理等がなされるまで時間を要する状況にあることから、営農上支障が生じることがないように、また、風評被害の原因となることがないように、隔離や一時保管等を推進した。

(3) 被災地の家畜の捕獲等

旧警戒区域において飼養が困難となり、牛舎等から離れている家畜(放れ畜)については、同区域の見直しに伴い、平成24年4月5日に原子力災害対策本部長から福島県に対して、所有者の同意を得た上で家畜に苦痛を与えない方法によって処分することを基本としつつ、所有者が継続飼養を望む場合、福島県の策定した対処方針に基づき、出荷や繁殖の制限、個体識別の実施等を要請した上で家畜の引き渡しを行う旨が指示された。

これを受けて、福島県が行う家畜の捕獲等の取組に引き続き協力したところ、平成26年1月の捕獲以降、放れ畜の目撃情報等はなく、福島県は、同年2月末に全頭を捕獲したと判断した。また、継続飼養をしている農家に対しては、福島県が定めた対処方針を遵守するよう、県とともに要請等を行った。

第2節 国産農産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な仕組みである「強い農業づくり交付金」を引き続き推進した。また、産地の農業収益力の向上に向け、国が直接採択・支援する事業を大括り化し、効率的な運用を可能とした「産地活性化総合対策事業」を引き続き推進した。

1 強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化に向けた取組)

(1) 事業の趣旨

我が国農業は国民への食料の安定供給や地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等といった多面的かつ重大な役割を果たしている。一方、近年の消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業や流通業界のニーズに対し、国産農畜産物の生産・供給体制が対応しきれなくなったことによる輸入農産物の急速な代替の進行、それによる産地の農業収益の減少等の問題が生じている。我が国農業の体質強化を図るためには、多様化する消費者・実需者のニーズに適応した国産農畜産物の安定供給体制を確立し、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、産地としての持続性を確保するといった産地の競争力強化に向けた取組が非常に重要となっている。このため、国産農畜産物の競争力の強化や環境と調和のとれた持続的な農業生産への転換に必要な体制整備を支援した。

(2) 事業の内容

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組においては、農畜産物の高品質・高付加価値化、作付面積及び収量の増加、労働時間及びコストの削減、農畜産業の環境保全といった目標を実現するために必要となる取組を地域が自ら選択し、総合的に実施することができる。なお、30年度においては、土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全型農業、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備、次世代型大規模園芸施設の整備及び次世代施設園芸技術実証温室の整備、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備、水田における高収益型農業への転換に向けた体制整備、地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組、地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）の取組、資材高騰等のリスク軽減の取組、環境保全（小規模公害防除）の取組、環境保全（農業廃棄物の再生処理）の取組並びに病害虫まん延防止対策の取組といった取組メニューを措置し、産地の競争力強化に寄与する農畜産業共同利用施設の整備等を総合的に支援した。

(3) 予算額

平成30年度予算額 20,154百万円の内数

2 産地活性化総合対策事業

(1) 事業の趣旨

近年の農産物価格の低迷、肥料等資材価格の高騰等により産地の農業収益力が低下しており、地域経済全体の低迷や食料供給力の減退を招くことが懸念されている。このため、幅広い品目の産地収益力の向上に向けた取組を支援することにより、産地の収益力の向上及び食料自給率の向上等を通じた産地の活性化を図った。

(2) 事業の内容

産地活性化総合対策事業においては、①国産花きの生産拡大、②養蜂等振興、③茶・薬用作物等の地域特産作物の生産体制の強化や需要の創出等、④生産体制・技術確立、⑤農作業安全対策、⑥地鶏等振興、⑦産地の収益力増強、⑧国産粗飼料の生産性向上、⑨大豆、麦、飼料米等の大幅な生産拡大・生産コストの低減、⑩新品種・新技術等を活用した産地形成及び⑪いぐさ・昼表生産者の経営安定を図る取組等について総合的に支援した。

(3) 予算額

平成30年度予算額 2,574百万円

3 産地パワーアップ事業

(1) 事業の趣旨

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を図る必要がある。

このため、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援した。

(2) 事業の内容

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設等の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援した。

(3) 予算額

平成30年度第2次補正予算額 40,000百万円

4 農畜産物輸出拡大施設整備事業

(1) 事業の趣旨

「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、高品質な我が国の農畜産物の一層の輸出拡大により、攻めの農林水産業を推進していくことが必要である。

このため、農畜産物輸出拡大施設整備事業は、産地等の取組として、農畜産物の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を図った。

(2) 事業の内容

「攻めの農林水産業」の実現に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要な輸出対応型共同利用施設等の整備を支援した。

(3) 予算額

平成30年度第2次補正予算額 6,000百万円の内数

第3節 農産物の生産対策等

1 野菜対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 野菜の生産動向

平成30年産の野菜の作付面積はたまねぎ(600ha増)等では増加したものの、にんじん、だいこん、かぼちゃ等では減少したことから、野菜全体では前年産に比べて3千ha減少し、38万8千haとなった。

収穫量はキャベツ、はくさい、ブロッコリー等では増加したものの、たまねぎ、かぼちゃ等では、産地での天候不順等により減少したことから、野菜全体では前年産に比べて15万7千t減少し、1,077万7千tとなった。

表2 平成30年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

	作付面積 百 ha	収穫量 千 t	出荷量 千 t	(前年産増減)		
				作付面積 百 ha	収穫量 千 t	出荷量 千 t
根菜類						
だいこん	314	1,328	1,089	△6	3	2
かぶ	43	118	98	△1	△1	△1
にんじん	172	575	513	△7	△20	△19
ごぼう	77	135	117	△3	△7	△6
れんこん	40	61	52	0	△1	0
さといも	115	145	95	△5	△4	△2
やまのいも	71	157	134	△1	△2	0
葉茎菜類						
はくさい	170	890	734	△2	9	7
こまつな	73	116	103	3	4	4
キャベツ	346	1,467	1,319	△2	39	39
ちんげんさい	22	42	38	0	△1	0
ほうれんそう	203	228	195	△2	0	2
ふき	5	10	9	△1	△1	0
みつば	9	15	14	△1	0	0
しゅんぎく	19	28	23	0	△1	△1
みずな	25	43	39	0	1	1
セルリー	6	31	30	0	△1	△1
アスパラガス	52	27	23	△1	1	0
カリフラワー	12	20	17	0	0	0
ブロッコリー	154	154	139	5	9	9
レタス	217	586	553	△1	3	11
ねぎ	224	453	370	△2	△6	△4
にら	20	59	53	△1	△1	△1
たまねぎ	262	1,155	1,042	6	△59	△43
にんにく	25	20	14	1	△1	△1
果菜類						
きゅうり	152	159	125	△6	△42	△36
かぼちゃ	90	300	236	△2	△8	△5
なす	118	724	657	△2	△13	△11
トマト	32	140	125	△1	△7	△5
ピーマン	231	218	174	4	△14	△12
スイートコーン	53	37	25	△3	△3	△1
さやいんげん	29	20	13	△2	△2	△1
さやえんどう	8	6	5	0	0	0
グリーンピース	18	15	10	△1	△1	△1
そらまめ	128	64	49	△1	△4	△3
えだまめ	106	550	476	△2	△10	△7
香辛野菜						
しょうが	18	47	36	0	△1	△2
果実的野菜						
いちご	52	162	149	△1	△2	△1
メロン	66	153	139	△2	△2	△2
すいか	100	321	277	△2	△10	△7

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

イ 野菜の輸出入動向

平成30年の輸出面積は、前年比115%の22,766百万円と増加した。このうち、生鮮野菜の輸出面積は、いちご及びかんしょ等が増加したことによ

り、前年比 107%の 7,470 百万円となった。また、野菜加工品の輸出金額も前年比 119%の 15,296 百万円と増加した。

平成 30 年の輸入量は、前年比 106%の 292 万 8 千 t と増加した。このうち、生鮮野菜の輸入量は、キャベツ、にんじん及び大根等の輸入が増加したことにより、前年比 114%の 98 万 3 千 t となった。また、野菜加工品の輸入量は、冷凍野菜や野菜調製品等が増加し、前年比 103%の 194 万 5 千 t となった。

(2) 生産・流通対策

ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

(ア) 水田地帯において、契約取引先となる実需者等の関係者で構成されるコンソーシアムによる推進体制により、産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保、排水対策や栽培技術の確立、機械化一貫体系の導入など、野菜等園芸作物の産地を育成するのに必要な取組を一体的に支援した。

(予算額 新しい園芸産地づくり支援事業のうち園芸作物生産転換促進事業

1,406 百万円の内数)

(イ) 輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する際に、3年間支援する事業を実施した。

(予算額 新しい野菜産地づくり支援事業のうち加工・業務用野菜生産基盤強化事業

1,406 百万円の内数)

イ 青果物流通の合理化・効率化に向けた取組

青果物流通の合理化・効率化を推進するため、生産者、流通事業者、実需者等が連携した、トラック輸送から鉄道・船舶輸送への転換や先端技術を活用した長期貯蔵体系の確立に向けた実証等を支援した。

(予算額 食品流通合理化促進事業のうち食品等物流業務効率化事業(青果物流通システム高度化事業)

335 百万円の内数)

ウ 野菜産地の収益力向上に向けた取組

(ア) 野菜産地の体質強化に向けて、消費者・実需者の需要に的確に対応した特色ある園芸産地を構築するために必要な集出荷貯蔵施設、処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の共同利用施

設の整備を支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金

20,154 百万円の内数)

(イ) 地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む野菜産地に対し、産地パワーアップ計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備等を支援した。

(予算額 産地パワーアップ事業

平成 30 年度第 2 次補正

40,000 百万円の内数)

(ウ) 「強み」のある野菜産地の形成を図るため、新技術や新品種を活用して実需者等が一体となった新たな産地形成を行う取組等を支援した。

(予算額 産地活性化総合対策事業のうち地域コンソーシアム支援事業

2,574 百万円の内数)

(3) 価格動向と需給・価格安定対策

ア 野菜の価格動向

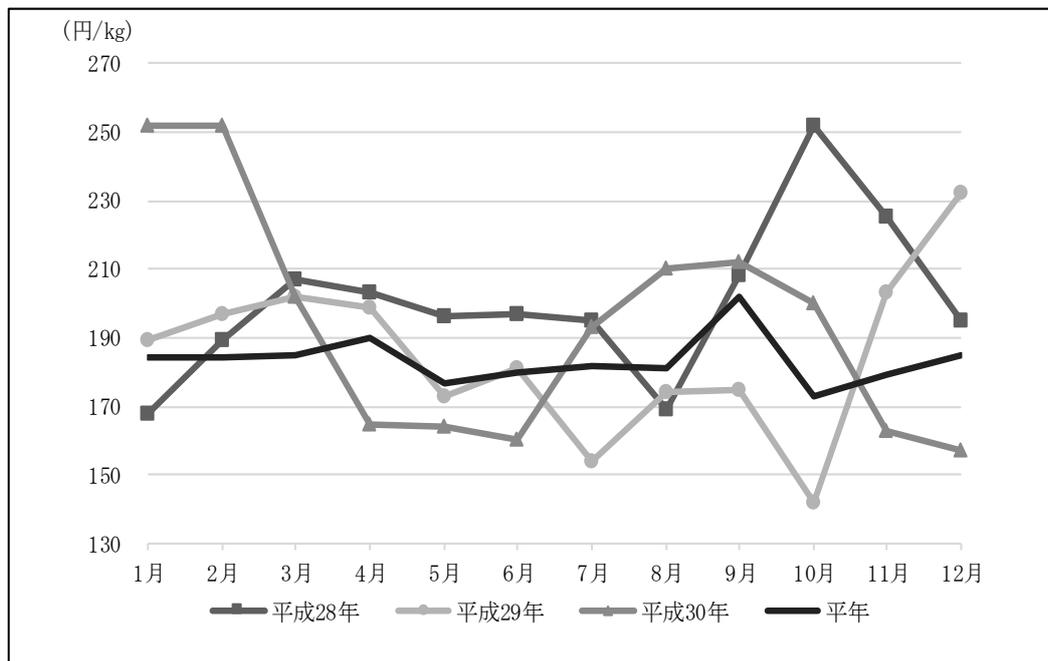
野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を持っている。平成 30 年の野菜価格は、1月から3月及び7月から10月において、冬の低温、夏の猛暑や少雨により生育が低下し、出荷量が減少したため、高値基調で推移した。一方、4月から6月及び11月から12月において、気温が高く推移したことにより生育が前進し、出荷量が増加したため、安値基調で推移した。

イ 需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見通し」を策定し、これらを踏まえ生産者等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。

価格低落時に実施する緊急需給調整事業は行われなかった。

表3 指定野菜(14品目)の卸売価格の動向



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成28年	168	189	207	203	196	197	195	169	208	252	225	195
平成29年	189	197	202	199	173	181	154	174	175	142	203	232
平成30年	252	252	202	165	164	160	193	210	212	200	163	157
平年	184	184	185	190	177	180	182	181	202	173	179	185

資料：東京中央市場青果卸売会社協会調べ

注：平年とは、過去5か年（平成25～29年）の月別価格の平均値である。

ウ 野菜価格安定制度

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等により、野菜価格安定対策の円滑な推進を行った。

(所要額 野菜価格安定対策事業
16,558百万円)

(4) 消費拡大対策

国産野菜の輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、産地と原材料の複数年契約を締結する外食、中食、加工業者を対象に、①国産野菜を使用した新商品の開発・試作、②新商品の開発等に必要な技術開発等、③新商品のプロモーション、④原料原産地表示の促進等の取組を支援した。

(予算額 外食産業等と連携した需要拡大対策事業
平成29年度補正 400百万円の内数
平成30年度補正 200百万円の内数)

2 果樹対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 果樹の生産動向

平成30年産の主な果樹栽培面積は前年比98%の21万2千haとなった。主な品目については、うんしゅうみかん(前年比98%)、かき(前年比97%)をはじめ、全般的に減少した。

また、平成30年産の果実生産量は、前年産よりやや増加し、283万t(前年比101%)となった。なお、主な品目について、うんしゅうみかんでは、豪雨等の自然災害の影響があったものの、おもて年傾向で着果量が多い産地が多く、生産量は前年を上回る77万4千t(前年比104%)となった。りんごでは、春先の高温等の影響で大玉傾向となり、生産量は前年を上回る75万6千t(前年比103%)となったが、台風等によるすれ果などの下位等級品率が高くなった。

表4 平成30年産主な果実の栽培面積、収穫量及び出荷量

				(前年産増減)		
	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	収穫量	出荷量
	百 ha	千 t	千 t	百 ha	千 t	千 t
うんしゅうみかん	418	774	691	△10	32	30
その他のかんきつ類	255	-	-	△5	-	-
りんご	377	756	680	△4	21	24
日本なし	117	232	214	△4	△14	△12
西洋なし	15	27	24	0	△2	△2
かき	197	208	172	△6	△17	△14
びわ	12	3	2	△1	△1	△1
もも	104	113	104	0	△12	△11
すもも	30	23	20	0	4	3
おうとう	47	18	16	0	△1	△1
うめ	156	112	99	△3	26	24
ぶどう	179	175	162	△1	△1	0
くり	189	17	13	△4	△2	△2
パインアップル	6	7	7	0	△1	△1
キウイフルーツ	21	25	22	0	△5	△4

資料：栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、収穫量及び出荷量は「果樹生産出荷統計」

注：パインアップルの収穫量及び出荷量は沖縄県のみ

イ 果実の輸出入動向（輸出）

平成30年の輸出金額は、前年比119%の27,311百万円と増加した。このうち、生鮮果実の輸出金額は、台湾向けのりんご等が増加したことにより、前年比119%の21,615百万円となった。また、果実加工品の輸出金額も前年比118%の5,696百万円と増加した。

平成30年の輸入量は、前年比103%の250万3千tと増加した。このうち、生鮮果実の輸入量は、バナナ、アボカド及びキウイフルーツ等が増加したことにより、前年比102%の170万2千tとなった。また、果実加工品の輸入量は、果汁や冷凍果実等が増加し、前年比103%の80万1千tとなった。

(2) 果樹産地の強化

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)に基づいて、平成27年4月に新たに策定された、果樹農業振興基本方針に即し、優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援した。さらに、産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や小規模園地整備を推進した。このほか、新品種でなくとも需要の見込まれる品目・品種の導入や大規模基盤整備を行った園地における植栽を新

植支援の対象とした。また、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業により、農業機械のリース導入や農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等の整備等を支援した。

(予算額 果樹農業好循環形成総合対策事業
5,560百万円の内数
強い農業づくり交付金
20,154百万円の内数
産地パワーアップ事業
平成30年度第2次補正40,000百万円の内数)

(3) 需給安定対策

果実の需給安定を図るため、次の事業を実施した。

ア 果実計画生産推進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整による需給安定対策を実施した。また、天候不順等の影響で生産量が減少した前年産実績からの増加を見込み、適正生産出荷見通し(適正生産量：うんしゅうみかん84万t、りんご81万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた取組が推進された。

(予算額 果樹農業好循環形成総合対策事業
5,560百万円の内数)

イ 緊急需給調整特別対策事業

緊急需給調整特別対策事業は、うんしゅうみかん及びりんごについて、適切な需給調整を実施したにもかかわらず、一時的な出荷集中により、価格が低下した場合等において、生産者団体主導により生食用に集荷された果実を加工用に仕向ける際に要する経費を助成するものであるが、平成30年産については、うんしゅうみかんで、11月上旬に早生種の前進出荷により荷動きが鈍り始めたものの、12月中旬に中生・普通種に切り替わったことで価格は持ち直したため、本事業は発動されなかった。

(予算額 果樹農業好循環形成総合対策事業
5,560百万円の内数)

(4) 消費拡大対策

国産果実の輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、産地と原材料の複数年契約を締結する外食、中食、加工業者を対象に、①国産果実を使用した新商品の開発・試作、②新商品の開発等に必要な技術開発等、③新商品のプロモーション、④原料原産地表示の促進等の取組を支援した。

(予算額 外食産業等と連携した需要拡大対策事業
平成29年度補正 400百万円の内数
平成30年度補正 200百万円の内数)

3 花き対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 花きの生産動向

平成29年産花きについて、作付面積では、花木類(前年比96%)や地被植物類(前年比76%)などが減少したことから前年比98%の26,834haとなった。

出荷数量では、芝(前年対比104%)は増加したものの、花木類(前年比92%)や地被植物類(前年比86%)などが減少した。

産出額では、花木類(前年比96%)や芝(前年比95%)が減少したことから、前年比97%の3,687億円となった。

イ 花きの輸出入動向

輸出金額は、切り花(前年比120%)および植木・盆栽・鉢もの(前年比157%)ともに増加したことから、前年比154%の138億円(輸出重点品目135億円)となった。

輸入金額は、球根類(前年比103%)および切り花類(前年比103%)ともに増加したことから、前年比103%の511億円となった。

表5 平成29年産の花きの生産の動向

品目	作付面積 (ha)	出荷数量	産出額 (億円)
切り花類	14,590 (99)	3,704,000(千本) (98)	2,078 (97)
鉢もの類	1,643 (98)	221,200(千鉢) (98)	971 (100)
花壇用 苗もの類	1,401 (97)	609,600(千本) (94)	306 (96)
花木類	3,624 (96)	70,299(千本) (92)	206 (96)
球根類	304 (96)	91,100(千球) (94)	18 (99)
芝類	5,312 (96)	4,273(ha) (104)	75 (95)
合計	26,834 (98)	— (—)	3,687 (97)

注：()の数字は前年比、単位は%

出典：花き生産出荷統計、生産農業所得統計、花木等生産状況調査

(2) 産業振興対策

平成26年12月に施行された「花きの振興に関する法律」(平成26年法律第102号)の理念の実現のため、次の諸対策を実施した。

ア 花き関係者の連携への支援

国産花きのシェアの回復と輸出拡大を図るため、都道府県毎に、生産、流通、販売等の花き関係者が一堂に会する協議会の設置・運営を支援した。

イ 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化
多様な品種を有し、品質の高い国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けて、ニーズに合致した品目・品種の導入や栽培体系の実証などによるマーケットインの産地づくり、産地間連携の取組を支援した。また、植木・盆栽の輸出拡大に向けた生産体制の強化を図るため、事前隔離栽培の実証や育苗期間を短縮する取組を支援した。

ウ 国産花きの需要拡大に向けた取組の推進

無購買層・低購買層に消費を促すため、花きの効用等の知識の普及を図るとともに、子どもが花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」活動の普及及び指導者向け研修、国産花きの魅力を発信する花文化展示等の取組を支援した。

(予算額 産地活性化総合対策事業のうち国産花きイノベーション推進事業

712百万円)

エ 国際園芸博覧会への政府出展

我が国が世界に誇る高品質な花きの輸出拡大を図るため、最大の輸出先である中国で平成31年4月から半年にわたり開催される北京国際園芸博覧会へ向け、政府出展の準備を行った。

(予算額 中国・北京国際園芸博覧会政府出展事業
187百万円)

4 施設園芸対策

(1) 施設園芸の動向

ア 施設園芸の高度化に関する動向

我が国における温室の設置面積は4万3,220ha(平成28年)であり、そのうち、加温設備を備えた温室は、1万7,308ha(40%)、温度や湿度、光等の複数の環境を制御できる装置を備えた温室は、1,070ha(2.5%)となっている。

イ 施設園芸の安定化に関する動向

施設園芸では、経営費に占める燃料費割合が、

他産業に比べて高い(燃料費割合は、トラック5%に対してピーマンの場合で23%(平成28年の推定値))。なお、燃油価格は、為替や国際的な商品市況の影響を受け、高騰や乱高下を繰り返している。施設園芸における果菜類の栽培では安定した結実のため、花粉交配用昆虫の利用が重要となるが、これまでトマト等に広く用いられてきたセイヨウオオマルハナバチが、平成18年に特定外来生物に指定され、原則として飼養等が禁止されたことから、在来種マルハナバチへの転換加速化が必要である。また、近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の需給が逼迫傾向にあることから園芸産地と養蜂家の連携が必要である。

(2) 施設園芸振興対策

天候等に左右されずに、野菜等の安定供給を確保するためには、環境制御装置を導入した温室の割合を高め、生産性を向上させることが重要であるとともに、燃油価格の高騰や自然災害に影響を受けにくい経営構造への転換、花粉交配用昆虫の確保といった経営の安定化が重要であることから、次の諸対策を実施した。

ア 施設園芸の高度化に向けた対策

(ア) 我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、大規模に集約された施設においてICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、地域資源を活用したエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一貫して行う次世代施設園芸拠点の整備を支援した。

また、次世代施設園芸拠点を活用した研修等の人材育成や拠点で得られた成果の情報発信等を支援した。

(予算額 次世代施設園芸拡大支援事業
362百万円の内数)

(イ) 生産性・収益性向上の観点から低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の共同利用施設の導入を支援した。

(予算額 強い農業づくり交付金
20,154百万円の内数)

(ウ) 地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む施設園芸産地に対し、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や低コスト耐候性ハウス等の整備を支援した。

(予算額 産地パワーアップ事業
平成30年度補正 40,000百万円の内数)

イ 施設園芸の安定化に向けた対策

(ア) 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、燃油使用量の省エネルギー化に取り組む産地に対し、農業者と国の拠出により燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援した。

(予算額 燃油価格高騰緊急対策平成29年度末
基金残高 12,026百万円の内数)

(イ) 本年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスの存在が判明したことから、都道府県が被害防止計画を策定した上で実施する、農業用ハウスの被害防止技術講習会や補強等の取組を支援した。

(予算額 農業用ハウス強靱化緊急対策事業
516百万円)

(ウ) 花粉交配用昆虫の安定確保支援として、在来種マルハナバチに転換するための実証や講習会の開催等と、園芸産地が養蜂家と連携して安定的に蜜蜂を確保するための協力プランの作成や蜜蜂の低コスト生産・利用技術の実証、台風等の被害防止技術の実証等を支援した。

(予算額 産地活性化総合対策事業のうち
養蜂等振興強化推進事業
2,574百万円の内数)

5 特産農産物の生産振興対策

特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用需要であるため、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア 茶

平成30年の茶栽培面積は、前年に比べ900ha減の4万1,500ha(前年比97.9%)となった。

また、輸出は5,221t(同110.0%)で、うち緑茶が5,102t(同109.9%)であった。一方、茶の輸入は3万1,200t(同102.5%)で、うち緑茶が4,730t(同119.1%)、紅茶が1万6,258t(104.7%)、その他の茶(部分的発酵茶)が1万213t(同93.4%)

%)であった。

イ その他の特産農産物

平成30年のその他の特産農産物の生産量は、いぐさが主産県(熊本県、福岡県)で7,500t(同87.9%)、こんにゃくいもが主産県(群馬県、栃木県)で5万5,900t(同90.9%)であった。

(2) 特産農産物振興対策

特産農産物の生産性及び品質の向上等を図るため、作業の省力化・外部化を図るための取組や、付加価値向上のための取組等を推進した。

ア 茶

茶の高品質化・需要拡大のため、茶園の若返りや優良品種への転換による生産量・品質向上、国内外のニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入の取組を支援した。

イ いぐさ、こんにゃくいも等地域特産物

地域特産物の安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るため、ブランド産地の確立を推進し、地域特産物産地の育成を図った。

ウ 薬用作物

薬用作物の生産振興のため、地域説明会及び相談会の開催(全国8カ所)や事前相談窓口による生産者と実需者のマッチング、地域の栽培技術指導体制の確立に向けた栽培技術研修会の開催(全国7カ所)を支援し、産地育成に向けた取組の促進を図った。

6 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕農家の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成30年度の収繭量は110t(前年比88%)であり、蚕期別にみると春繭は41t(同87%)、初秋繭は24t(同83%)、晩秋繭は46t(同94%)であった。

イ 生糸需給

平成30年度の生糸供給量は、期初在庫数量1,747俵(前年比107%)に、国内生産量339俵(同98%)、輸入数量5,038俵(同68%)を加え、7,124俵(同76%)であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量5,793俵(同75%)、輸出数量1俵であったため、期末在庫数量は1,331俵(同80%)となった。

(2) 繭・生糸の国境措置

繭・生糸の国境措置については、関税割当制度の運用により実施しており、平成30年度の関税割当枠(無税)は798t(繭、生糸を合わせた数量で生糸換算)に設定した。また、二次税率については、平成7年4月のWTO協定の実施以降、平成12年までの6年間で15%引き下げられ、平成30年は、繭が2,523円/kg、生糸が6,978円/kgとなっている。

第4節 農業生産資材対策

1 農業生産資材価格引下げに向けた取組

農業生産資材は、農業の生産性及び農産物の品質向上を図る上で不可欠なものであることに加え、生産コストに占める割合も大きいことから、農業者の所得を増大し、食料の安定供給等を持続的に果たしていくためには、その価格低減を図ることが重要である。

平成28年11月に農林水産省・地域の活力創造本部において決定された「農業競争力強化プログラム」及び第193回通常国会において成立した「農業競争力強化支援法」(平成29年法律第35号)に基づき、

- ① 農業資材にかかる規制等の点検・見直し
- ② 農業資材業界の自主的な事業再編・参入の促進
- ③ 農業資材価格の見える化

等の取組を推進した。

①については、平成30年6月に「農薬取締法の一部を改正する法律」が第196回通常国会において成立、同年12月に施行された(一部については、令和2年4月に施行)。

②については、平成30年4月にセントラル化成(株)による化成肥料製造施設の集約等の事業再編計画など、農業資材事業の事業再編計画を3件認定した。また、同年10月には(株)農業情報設計社による直進・自動操舵装置の製造・販売等の事業参入計画を認定した。

③については、国内外(米国他)の農業資材価格の

調査結果を平成30年8月に公表し、今後の資材調達の際の参考として活用してもらうよう、農業者等関係者へ幅広く周知した。

併せて、「農業競争力強化プログラム」等に基づく施策の実施状況や効果の把握に関する調査を実施した。

(予算額 農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査 80百万円)

2 肥料に係る取組

肥料の価格

30肥料年度(秋肥：平成30年6月～10月、春肥：11月～令和元年5月)の国内の単肥の肥料価格(全農供給価格)については、前期に比べ、国際市況や製造諸経費の影響を受け、秋肥が窒素質肥料及び磷酸質肥料値上げ、春肥が全肥料で値上げとなった。

また、全農は29春肥から肥料価格低減の取組として、一般高度化成等について銘柄を集約(約550銘柄→25銘柄)して競争入札等により価格を決定する方式を導入したところ対象銘柄について価格の引下げが図られた。

3 農業機械に係る取組

(1) 地域における農作業安全対策の推進

農業機械による事故を中心に、農作業事故による死亡者は毎年300人以上発生しているため、国が旗振り役となり、都道府県、農機具メーカー、JAグループ等の関係機関の協力を得て、農作業繁忙期で事故が多く発生する春と秋に「農作業安全確認運動」を実施した。

また、農作業安全対策の実効性を高めるため、事故割合の高い高齢農業者への安全指導体制を強化するとともに、新たに農業法人に対する大型農機の安全対策、労働法制等に関する研修の実施など、農業法人における安全確保の取組強化を支援した。

(予算額 産地活性化総合対策事業 2,574百万円の内数)

(2) 農機具の検査

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」(平成11年法律第192号)(以下「農研機構法」という。)に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター(以下「革新工学センター」という。)において、農機具製造業者の依頼に応じ、171型式の安

全性検査を実施した。

(3) 高性能農業機械の開発・実用化の促進

農研機構法に基づき、革新工学センターにおいて農畜産物の生産コストの縮減に資する農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

(4) 農業機械・農作業安全研修

平成30年度の農林水産省農林水産研修所つくば館における農業機械・農作業安全研修受講者実績は次のとおり。

なお、平成30年度の研修は、農作業安全の研修に重点を置いて実施した内容となっている。

ア 農林水産省職員コース	374名
イ 都道府県職員等コース	148名
ウ 一般コース(地域リーダー等の農業者を含む)	407名
	計929名

(5) 農業機械化促進法の廃止

高性能農業機械の導入が進展したため、国及び都道府県が主導して開発・導入を進める制度の必要性が低下したこと等から、平成30年4月1日に「農業機械化促進法」(昭和29年法律第19号)を廃止した。これにより同法に基づいて開催していた農業資材審議会農業機械化分科会の開催は取りやめとなった。

(6) 作業機付きトラクターの公道走行について

規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月)を受けて、作業機を装着したトラクターの公道走行を可能とするべく、国土交通省、警察庁と検討を進め、平成31年3月に「直装式」の作業機については、公道走行できるようにするための条件について結論を得た。

第5節 持続可能な農業生産の推進

気候変動をはじめとする地球環境問題が進行する中で、環境に配慮した持続可能な経済社会への転換に向けて、我が国の農業生産においても、環境と調和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業を確立していくことが喫緊の課題となっている。さらに、農林水産業を通じた、地球温暖化防止や生物多様性保全への貢献も求められている。

このため、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画、「農林水産省地球温暖化対策計画」(平成29年3月策定)に基づき、気候変動等へ

の的確な対応や、資源循環型の環境と調和した農業を推進した。

資材の活用を推進するため、「生分解性マルチの活用事例」を作成して普及啓発した。

1 地球温暖化などへの対応

2 環境保全型農業の推進

(1) 地球温暖化緩和策

(1) 環境保全型農業施策の推進

我が国の施設園芸は、冬期に化石燃料を使用した加温栽培を行い、園芸作物の周年生産や安定供給を図っている。また、各種農作物の生産において軽油などの燃料を使用した農業機械が幅広く使用され、農作物生産の効率化に寄与している。

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

一方で、我が国の農業生産においても、温室効果ガスの排出削減が求められていることから、以下の施策を推進した。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定を促進し、平成30年度末の認定件数は約9万5千件となった。

ア 農業生産の省エネルギー対策

また、強い農業づくり交付金により環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設等への支援を行った。

施設園芸については、施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル等を改定し、これを活用した省エネ型の生産管理の普及・啓発を行うとともに、産地パワーアップ事業においてヒートポンプ等の施設園芸用省エネルギー設備の導入支援を行った。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金

農業機械については、省エネ利用マニュアルの普及に努めた。

環境保全型農業の推進を図るため、平成27年4月に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業等の地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を実施し、平成30年度については、3,609件、7万9,465haに対して支援を行った。

イ 農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策及び農地土壌炭素吸収源対策

なお、平成30年度から、持続的な農業を推進するため、国際水準GAPの実施を要件化した。また、取組の面的拡大を優先させる観点から、同一ほ場での複数取組に対する支援を廃止した。

水田メタン排出削減及び農地土壌中の炭素貯留量の増加に資する堆肥の施用等による土づくりを推進するとともに、全国の農地及び草地土壌の炭素含有量のモニタリング調査等を実施した。

(2) 地球温暖化適応策

(3) 有機農業の推進

「強み」のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって地球温暖化に対応する品種・技術を活用する取組に対して支援を行った。

有機農業推進法(平成18年法律第112号)に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」の策定以降、全ての都道府県において「推進計画」が策定され、平成29年度末時点で都道府県の約9割が有機農業の普及指導体制を整備するとともに、約8割が有機農産物の販路拡大のための取組を行っている。

また、地球温暖化による影響と適応策について、各都道府県の協力を得て調査を行い、「平成29年地球温暖化影響調査レポート」とともに、主な適応策、取組事例等の10年間の推移等を取りまとめた「地球温暖化影響調査レポート10」を公表し、地球温暖化適応策の普及を図った。

(3) プラスチック対策の推進

また、有機農業の生産者と実需者を結び販路開拓を支援するポータルサイトの構築、新規参入促進、オーガニックビジネスの実践拠点における販売戦略を企画・提案する「オーガニックプロデューサー」の選定・派遣や消費者に対する啓発活動等の取組を支援するとともに、有機農業者のネットワークづく

近年、国内外でプラスチック資源循環が問題となっている。農業生産におけるプラスチック問題への対応を促進する一環として、関係する企業、団体の自主的取組を「プラスチック資源循環アクション宣言」として募集し、情報発信した。また、生分解性

り等に取り組む21地区に対し、安定供給や販売力の強化、技術力向上のための取組への支援を行った。

3 地力増進対策

近年、農地土壌の物理性・化学性の悪化(地力の低下)に起因する生産力の低下が顕在化している。

一方、近年の農業労働力の減少等我が国農業を取り巻く諸情勢の変化に伴い、堆肥等の有機物の施用量が減少している状況に鑑みると、地力増進のための土壌管理の取組の重要性がこれまで以上に増している。

このため、平成31年3月に、土壌診断等を通じた科学的データに基づく土づくりの推進を図るため、土づくりコンソーシアムを設立した。

また、土づくり技術の普及のため、農業者向けに土づくりセミナーを実施した。

さらに、「地力増進法」(昭和59年法律第34号)に基づき、政令指定土壌改良資材について、(独)農林水産消費安全技術センターに指示し、土壌改良資材を業として製造等する者に対して立入検査を実施する等、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図った。

第6節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会畜産部会

(1) 畜産部会の設置

平成19年7月に開催された第16回食料・農業・農村政策審議会において、畜産部会が設置された。

(2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 畜産部会委員の構成

平成30年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

(委員)

有田 芳子	主婦連合会 会長、環境部 部長
加藤 百合子	(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役
知久 久利子	知久牧場
前田 佳良子	セブンフーズ(株) 代表取締役社長
三輪 泰史	(株)日本総合研究所 創発戦略センター シニアスペシャリスト

(臨時委員)

石澤 直士	全国養鶏経営者会議 顧問
大山 憲二	神戸大学大学院農学研究科附属食資源教育研究センター生産フィールド部門 教授
小野寺 俊幸	北海道農業協同組合中央会 副会長
金井 健	全国農業協同組合中央会 常務理事
釦持 彰	イオンリテール(株) 畜産商品部部長
小谷 あゆみ	フリーアナウンサー、エッセイスト
里井 真由美	フードジャーナリスト、フード・アクション・ニッポン FAN パサダー
須藤 泰人	(有)ロマンチックデーリィファーム 代表取締役
築道 繁男	(公社)日本食肉市場卸売協会 副会長
松永 和平	(株)松永牧場 代表取締役
宮原 道夫	(一社)日本乳業協会 会長

※ 委員は平成31年3月31日時点(敬称略、50音順)

(4) 平成30年度第1回畜産部会

平成30年12月3日に開催された第1回畜産部会において、畜産・酪農をめぐる情勢等について意見交換が行われた。

(5) 平成30年度第2回畜産部会

平成30年12月13日に開催された第2回畜産部会において、「平成31年度の総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項」(別記1)、「平成30年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項」(別記2)、「平成31年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項」(別記3)について諮問がなされ、審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記4)がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、平成31年度の加工原料乳の補給金単価等、生産者補給金の単価及び集送乳調整金単価、平成30年度の改定後及び平成31年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、平成30年12月26日に告示された(別記5)。

第6章 生産局

(別記1)

平成30年12月13日

30生畜第1149号

平成30年12月13日

食料・農業・農村政策審議会

会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛
諮問

畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第13条第3項(同法第15条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成31年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

30生畜第1155号

平成30年12月13日

食料・農業・農村政策審議会

会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛
諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第6項の規定に基づき平成30年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記3)

30生畜第1156号

平成30年12月13日

食料・農業・農村政策審議会

会長 中嶋 康博 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛
諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき、平成31年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき、平成31年度の肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

30食農審第41号

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

食料・農業・農村政策審議会

会長 中嶋 康博

答申

本日、諮問された次の事項について、下記のとおり答申する。

- 1 平成31年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項(平成30年12月13日付け30生畜第1149号)
- 2 平成30年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項(平成30年12月13日付け30生畜第1155号)
- 3 平成31年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項(平成30年12月13日付け30生畜第1156号)

記

- 1 加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、平成30年度につき試算に示された考え方で改定することは、妥当である。
肉用子牛の合理化目標価格については、平成30年度につき試算に示された考え方で改定することは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、平成31年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
肉用子牛の合理化目標価格については、平成31年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

(別記5)

農林水産省告示第2781号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第6項の規定に基づき、平成30年度の

第6章 生産局

肉用子牛の保証基準価格を次のように改定し、平成30年12月30日から平成31年3月31日までの期間に適用することとしたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成30年12月26日

農林水産大臣 吉川 貴盛

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、531,000円
褐毛和種	一頭につき、489,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、314,000円
乳用種の品種	一頭につき、161,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、269,000円

農林水産省告示第2782号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第6項の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格を次のように改定し、平成30年12月30日から平成31年3月31日までの期間に適用することとしたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成30年12月26日

農林水産大臣 吉川 貴盛

肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、421,000円
褐毛和種	一頭につき、388,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、249,000円
乳用種の品種	一頭につき、108,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、212,000円

農林水産省告示第2783号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき、平成31年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成30年12月26日

農林水産大臣 吉川 貴盛

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、531,000円
褐毛和種	一頭につき、489,000円

黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種

一頭につき、314,000円

乳用種の品種

一頭につき、161,000円

肉専用種と乳用種の交雑の品種

一頭につき、269,000円

農林水産省告示第2784号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第2項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令(昭和63年政令第347号)第2条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第5条第8項の規定に基づき、告示する。

平成30年12月26日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、421,000円
褐毛和種	一頭につき、388,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、249,000円
乳用種の品種	一頭につき、108,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、212,000円

二 一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第2条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

農林水産省告示第2785号

畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第12条第4項、第15条第1項及び第22条第2項の規定に基づき、平成31年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を次のように定めたので、同法第13条第4項(同法第15条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、告示する。

平成30年12月26日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 総交付対象数量	3,400千トン
二 生産者補給金の単価	単位 単価
	1キログラム 8.31円

三 集送乳調整金の単価

単位	単価
1キログラム	2.49円

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産経営安定対策業務

ア 畜産業振興事業

平成30年度の畜産業振興事業については、畜産経営安定対策、その他対策及び緊急対策を実施し、補助事業として327億8,856万円の補助を行った。また、令和元年度に147億3,215万円の予算を繰り越して実施している。

(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)の実施

平成30年度(4～12月)の肥育牛補填金については、「肉専用種」において19万255頭を対象に78億9,164万円、「交雑種」において13万9,056頭を対象に74億3,320万円、「乳用種」において13万4,118頭を対象に41億5,727万円を交付した。

(イ) 肉用牛繁殖経営支援事業の実施

平成30年度の肉用子牛への支援交付金については、「その他の肉専用種」において328頭を対象に1,919万円を交付した。

なお、TPP11協定発効(平成30年12月30日)に伴い、本事業は肉用子牛生産者補給金制度へと一本化された。

(ウ) 養豚経営安定対策事業(豚マルキン)の実施

平成30年度(第1～3四半期)の養豚補填金については、粗収益が生産コストを下回らなかったことから、交付を行わなかった。

(エ) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

平成30年度の補填金については、脱脂粉乳・バター等向け生乳、チーズ向け生乳及び液状乳製品向け生乳の平均取引価格が補填基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

イ 肉用牛肥育経営安定交付業務及び肉豚経営安定交付業務

(ア) 肉用牛肥育経営安定交付業務(牛マルキン)の実施

TPP11協定発効(平成30年12月30日)に伴い、肉用牛肥育経営安定特別対策事業から肉用牛肥育経営安定交付業務へと移行した。平成30年度(1～3月)の交付金については、「肉専用種」において3万5,963頭を対象に7億8,730万円、

「乳用種」において4万1,598頭を対象に26億8,036万円を交付した。

(イ) 肉豚経営安定交付業務(豚マルキン)の実施

TPP11協定発効(平成30年12月30日)に伴い、養豚経営安定対策事業から肉豚経営安定交付業務へと移行した。平成30年度は粗収益が生産コストを下回らなかったことから、交付は行わなかった。

ウ 加工原料乳生産者補給金交付業務

平成30年度から施行された新たな加工原料乳生産者補給金制度に基づき、加工原料乳生産者補給交付金等(交付対象数量340万t、生産者補給金：8円23銭/kg、集送乳調整金：2円43銭/kg)については、脱脂粉乳・バター等向け生乳148.4万t、チーズ向け生乳40.2万t、液状乳製品向け生乳126.5tを対象に335億6,322万円を交付した。

エ 肉用子牛生産者補給金交付業務

平成30年度の肉用子牛生産者補給金については、「その他の肉専用種」において331頭を対象に530万円を交付した。

(2) 畜産物の需給調整・価格安定対策業務

ア 指定食肉の売買

指定食肉(牛肉及び豚肉)について、30年度においては、調整保管等は実施していない。

また、TPP11協定の発効に伴い、指定食肉等の価格安定制度は、平成30年12月30日をもって終了することとなった。

イ 指定乳製品等の輸入入札状況

平成30年度の国家貿易による輸入契約数量は、製品重量で脱脂粉乳16,684t、バター13,000t、ホエイ及び調整ホエイ4,962t、バターオイル193t、デイリースプレッド96tであった。

(3) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や生産者の経営安定に資する情報を適時適切に提供した。この業務に係る経費の総額は1億9,698万円であった。

3 鶏卵等の経営安定対策

鶏卵生産者経営安定対策事業

平成23年度から鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図るため、鶏卵の標準取引価格(月毎)が補填基準価格を下回った場合、その差額の9割を補填す

る鶏卵価格差補填事業と、鶏卵の標準取引価格(日毎)が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付する成鶏更新・空舎延長事業を措置している。

第7節 牛乳乳製品対策

1 牛乳乳製品の需給

29年度の生乳生産量は、北海道では乳用雌牛頭数の回復や良質な飼料の給与等により、年度全体では対前年比0.4%増と前年を僅かに上回った。都府県では、乳用雌牛頭数の減少等により、同2.0%減と前年を下回った。全国では0.7%下回り729万tとなった。仕向け別にみると、牛乳等向け処理量は0.1%下回り398万t、乳製品向け処理量は1.3%下回り326万tとなった。これにより、脱脂粉乳・バターの生産量は減少したものの、追加輸入を実施した結果、脱脂粉乳の期末在庫量は前年度末より増加した。バターは、国際価格の高騰等によって輸入品の入札が低調だったこともあり、期末在庫量は減少した。

30年度の生乳生産量は、北海道では乳用雌牛頭数が順調に増加しており、北海道胆振東部地震により9月の生産は落ち込んだものの、年度全体では対前年比1.2%増と前年を上回った。都府県では、2歳未満の未経産牛頭数は増加傾向にあるものの、生産を担う経産牛頭数の増頭には至っていないことから、同1.6%減となった。仕向け別にみると、牛乳等向け処理量は0.6%上回り401万t、乳製品向け処理量は0.8%下回り323万tとなった。これにより、脱脂粉乳・バターの生産量は減少したものの、追加輸入を実施した結果、バターの期末在庫量は前年度末より増加した。脱脂粉乳は、はっ酵乳需要が踊り場に差し掛かり、輸入品の入札が低調だったことから、期末在庫量は減少した。

2 牛乳乳製品の流通対策

乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販

売価格について、毎月調査を行った。

3 乳業の再編・合理化対策

生乳流通コストの低減や乳業の再編・合理化、衛生管理の向上を図るため、強い農業づくり交付金において、施設廃棄を伴う貯乳施設や乳業工場の新増設等を支援した。

4 牛乳乳製品の消費・拡大対策

学校給食用牛乳供給推進事業の実施

平成30年度においては、供給条件不利地域への円滑な供給による安定的需要の確保のための支援をはじめ、供給円滑化に資するための関係者の理解醸成の取組への支援等による消費拡大対策を実施した。

5 国産チーズの競争力強化対策

国産ナチュラルチーズの競争力強化を図るため、酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化・コスト低減に向けた取組、チーズ工房等による生産性向上技術研修、国際コンテストへの参加などの品質向上・ブランド化に向けた取組、国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援した。

第8節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛肉

平成30年度の国内生産量は、肉専用種及び交雑種が前年度に引き続き増加したこと等から、対前年度比1.0%増の47万6千t(枝肉ベース)となった。

輸入量は、外食需要の増加により米国産や豪州産等が増加したことから対前年度比8.4%増の88万6千t(枝肉ベース)となった。

卸売価格(中央10市場加重平均価格)は、依然として高水準で推移しており、和牛去勢A4は対前年比2.3%上昇の2,552円/kg、交雑種去勢B3は対前年比7.0%上昇の1,594円/kg、乳用種去勢B2は対前年比4.6%上昇の1,084円/kgとなった。

小売価格(東京)は、国産牛肉「ロース」は対前年度比0.2%低下の902円/100gとなった。

(2) 豚 肉

平成30年度の国内生産量は、秋以降の生産が好調だったこと等により、対前年度比0.8%増の128万2千t(枝肉ベース)となった。輸入量は、国内生産の増加に加え、前年度末の冷凍在庫が潤沢だったことから、対前年度比1.0%減の134万4千t(枝肉ベース)となった。

卸売価格(※)は、年度前半は前年度と同水準で推移していたが、9月下旬からは生産回復等により低下傾向で推移し、対前年度比8.3%低下の517円/kgとなった。

小売価格(東京)は、国産豚肉「バラ」は対前年度比1.2%上昇の233円/100gとなった。

※ 東京・大阪市場「極上・上」の加重平均価格

(3) 鶏 肉

平成30年の国内生産量は、対前年比1.6%増の160万t(骨付きベース)となった。

輸入量は、対前年比1.6%減の56万t(実量ベース)となった。

卸売価格(東京)は、消費者の健康志向の高まり等を背景とした堅調な需要があったものの、生産拡大が進み、平成30年度の全月において昨年度を下回って推移した。

小売価格(東京、もも肉)は、対前年度比1.2%減の134円/100gとなった。

(4) 鶏 卵

平成30年度の国内生産量は、対前年度比1.0%増の262万8千tとなった。

卸売価格(全農東京Mサイズ)は、生産量が増加したため需給が緩和し、平成30年度は全ての月において昨年度を下回って推移した。

小売価格(東京、サイズ混合)は、対前年度比6.6%減少の227円となった。

第6章 生産局

表6 食肉・鶏卵の需要の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)

年度	区分	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	鶏肉	合計	鶏卵
19	生産量	512,595	1,246,560	6,053	113	1,362,327	3,127,648	2,589,192
	輸出量	493	1,446	0	0	6,675	8,614	430
	輸入量	661,603	1,125,704	11,678	38,186	368,446	2,205,617	113,281
	計	1,173,705	2,370,818	17,731	38,298	1,724,098	5,324,651	2,702,043
	指数							
20	生産量	518,086	1,260,240	6,016	130	1,394,923	3,179,395	2,535,679
	輸出量	787	2,699	0	0	7,150	10,636	620
	輸入量	670,917	1,206,910	7,788	42,948	425,982	2,354,545	112,198
	計	1,188,216	2,464,451	13,804	43,078	1,813,755	5,523,304	2,647,257
	指数							
21	生産量	518,049	1,317,954	5,709	114	1,413,492	3,255,318	2,508,461
	輸出量	966	3,018	0	0	8,699	12,683	968
	輸入量	679,180	1,034,069	8,206	35,572	336,317	2,093,344	100,818
	計	1,196,263	2,349,005	13,915	35,686	1,741,111	5,335,979	2,608,311
	指数							
22	生産量	511,802	1,278,121	5,791	0	1,416,873	3,212,587	2,505,790
	輸出量	707	742	0	0	10,679	12,128	789
	輸入量	730,964	1,143,647	7,314	32,856	423,744	2,338,525	114,001
	計	1,242,059	2,421,026	13,105	32,856	1,829,938	5,538,984	2,619,002
	指数							
23	生産量	505,383	1,277,460	4,746	0	1,377,533	3,165,122	2,494,675
	輸出量	829	947	0	0	4,206	5,982	459
	輸入量	737,414	1,197,905	6,758	28,766	476,727	2,447,570	137,847
	計	1,241,968	2,474,418	11,504	28,766	1,850,054	5,606,710	2,632,063
	指数							
24	生産量	513,923	1,295,469	4,960	0	1,456,559	3,270,911	2,502,089
	輸出量	1,350	1,220	0	0	7,048	9,618	722
	輸入量	722,457	1,140,721	6,980	28,612	429,408	2,328,178	123,168
	計	1,235,030	2,434,970	11,940	28,612	1,879,009	5,589,471	2,624,535
	指数							
25	生産量	505,722	1,310,654	5,584	0	1,459,209	3,281,169	2,519,448
	輸出量	1,306	1,968	0	0	8,940	12,214	1,266
	輸入量	765,066	1,113,465	6,515	32,834	418,470	2,336,350	124,148
	計	1,269,482	2,422,151	12,099	32,834	1,868,739	5,605,305	2,642,330
	指数							
26	生産量	502,154	1,249,884	5,329	0	1,493,986	3,251,353	2,501,184
	輸出量	1,947	2,076	0	0	10,823	14,846	1,888
	輸入量	737,914	1,216,336	7,020	34,980	480,805	2,477,055	128,714
	計	1,238,121	2,464,144	12,349	34,980	1,963,968	5,713,562	2,628,011
	指数							
27	生産量	474,879	1,267,930	5,051	0	1,517,451	3,265,311	2,543,640
	輸出量	2,261	2,080	0	0	9,031	13,372	3,068
	輸入量	696,393	1,223,424	7,938	32,372	535,316	2,495,443	113,866
	計	1,169,011	2,489,274	12,989	32,372	2,043,736	5,747,382	2,654,438
	指数							
28	生産量	463,085	1,277,426	3,445	0	1,544,734	3,288,689	2,557,680
	輸出量	2,936	2,619	0	0	9,053	14,608	3,521
	輸入量	751,521	1,252,866	8,045	34,090	557,183	2,603,705	94,833
	計	1,211,670	2,527,673	11,490	34,090	2,092,856	5,877,786	2,648,992
	指数							
29	生産量	470,988	1,271,545	3,913	0	1,574,740	3,321,186	2,614,499
	輸出量	4,240	3,421	0	0	10,004	17,665	4,635
	輸入量	817,334	1,322,330	8,492	38,827	575,646	2,762,629	114,084
	計	1,284,082	2,590,454	12,405	38,827	2,140,382	6,066,150	2,723,948
	指数							
30 (概算値)	生産量	475,502	1,282,142	3,851	0	1,599,659	3,361,154	2,627,764
	輸出量	5,430	3,051	0	0	9,657	18,138	6,881
	輸入量	885,673	1,308,817	9,113	41,883	568,245	2,813,731	113,697
	計	1,355,745	2,587,908	12,964	41,883	2,158,247	6,156,747	2,734,580
	指数							

資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

注2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉を含む。羊肉には山羊肉を含む。

注3：鶏卵の輸出入量は、殻付き換算。

注4：計は生産量－輸出量＋輸入量。

注5：21年度以降は鶏肉は年次ベース。

第6章 生産局

表7 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円、%)

年度・月	牛肉				豚肉				鶏肉				鶏卵			
	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比
21	1,034	95.5	853	95.1	431	86.9	238	94.8	617	89.7	128	95.2	175	90.7	216	95.2
22	1,122	108.5	803	94.1	474	110.0	236	99.2	632	102.4	130	101.6	193	110.3	224	103.7
23	889	79.2	791	98.5	455	96.0	238	100.8	627	99.3	130	100.1	188	97.4	224	100.0
24	1,039	116.9	784	99.1	440	96.7	237	99.6	575	91.7	124	95.1	181	96.3	216	96.4
25	1,185	114.1	777	99.0	499	113.4	241	101.7	612	106.4	127	102.2	207	114.4	228	105.6
26	1,299	109.6	819	105.4	593	118.8	250	-	626	102.4	135	106.4	216	104.3	242	106.1
27	1,644	126.6	871	106.3	540	91.1	223	-	649	103.7	136	100.7	227	105.1	250	103.3
28	1,605	97.6	903	103.7	528	97.8	224	100.4	650	100.1	136	99.8	205	90.3	242	96.4
29	1,382	86.1	904	100.1	564	106.8	231	102.9	635	97.8	136	100.0	202	98.7	243	100.6
30	1,541	111.5	902	99.8	517	91.7	233	101.2	635	97.8	136	100.0	202	98.7	243	100.6
28.4	1,694	105.5	882	104.0	489	83.4	219	99.1	633	97.4	133	97.8	215	94.8	245	100.8
5	1,661	100.5	912	109.7	591	110.7	219	97.8	632	99.8	137	100.7	204	88.6	246	100.0
6	1,619	101.4	920	106.5	629	106.3	222	99.1	620	100.0	136	100.7	197	88.1	240	97.6
7	1,643	101.4	911	106.2	554	85.2	227	101.8	614	97.8	137	101.5	184	86.7	236	96.7
8	1,630	100.6	907	106.7	513	79.9	231	103.1	608	97.3	134	97.8	180	82.4	232	94.3
9	1,642	100.7	914	102.7	528	101.9	225	100.9	610	96.4	133	98.5	192	77.9	236	91.8
10	1,623	95.6	899	102.3	491	104.2	225	101.4	640	97.0	135	100.0	211	84.4	243	92.4
11	1,581	91.9	896	101.8	519	106.8	221	100.5	659	98.1	134	99.3	231	91.6	246	93.5
12	1,650	94.3	882	98.2	527	96.3	226	101.8	684	99.3	138	100.0	245	96.0	255	97.0
29.1	1,590	96.6	911	102.8	497	106.9	226	100.9	703	101.9	139	101.5	179	98.2	239	99.2
2	1,457	92.9	909	102.4	524	99.6	228	101.8	703	107.8	137	101.5	204	97.7	242	99.2
3	1,473	92.2	896	102.3	504	102.4	224	101.8	688	108.0	134	98.5	217	100.9	245	99.6
29.4	1,520	89.7	897	101.7	510	104.3	224	102.3	669	105.7	135	101.5	227	105.4	248	101.2
5	1,375	82.8	916	100.4	561	94.9	226	103.2	656	103.8	136	99.3	216	105.6	252	102.4
6	1,371	84.7	921	100.1	644	102.4	223	100.5	638	102.9	136	100.0	197	100.1	244	101.7
7	1,378	83.9	923	101.3	662	119.5	227	100.0	600	97.7	135	98.5	191	103.4	242	102.5
8	1,344	82.5	884	97.5	646	125.9	229	99.1	574	94.4	133	99.3	182	101.1	238	102.6
9	1,344	81.9	909	99.5	614	116.3	228	101.3	572	93.8	134	100.8	194	100.8	242	102.5
10	1,319	81.3	910	101.2	557	113.4	235	104.4	599	93.6	136	100.7	211	99.9	247	101.6
11	1,359	86.0	901	100.6	579	111.6	237	107.2	622	94.4	135	100.7	228	98.6	252	102.4
12	1,471	89.2	900	102.0	566	107.4	236	104.4	656	95.9	137	99.3	234	95.8	252	98.8
30.1	1,373	86.4	910	99.9	500	100.6	235	104.0	693	98.6	139	100.0	159	88.9	235	98.3
2	1,352	92.8	884	97.2	486	92.7	237	103.9	686	97.6	138	100.7	189	92.8	233	96.3
3	1,343	91.2	891	99.4	434	86.1	234	104.5	660	95.9	134	100.0	202	92.5	236	96.3
30.4	1,436	94.5	899	100.2	471	92.4	224	100.0	630	94.2	134	99.3	179	78.7	232	93.5
5	1,483	107.9	893	97.5	606	108.0	231	102.2	607	92.5	137	100.7	165	76.6	230	91.3
6	1,433	104.5	902	97.9	586	91.0	230	103.1	586	91.8	133	97.8	165	83.8	230	94.3
7	1,463	106.2	915	99.1	646	97.6	232	102.2	569	95.0	130	96.3	173	91.0	230	95.0
8	1,505	112.0	917	103.7	617	95.5	237	103.5	560	97.5	133	100.0	172	94.5	232	97.5
9	1,545	115.0	910	100.1	512	83.4	233	102.2	567	99.1	133	99.3	184	95.0	231	95.5
10	1,551	117.6	898	98.7	460	82.6	236	100.4	587	98.0	134	98.5	194	91.8	224	90.7
11	1,625	119.6	909	100.9	438	75.6	235	99.2	606	97.4	136	100.7	195	85.5	225	89.3
12	1,676	113.9	889	98.8	442	78.1	235	99.6	631	96.1	137	100.0	188	80.2	226	89.7
31.1	1,594	116.1	922	101.3	446	89.2	235	100.0	667	96.3	134	96.4	121	75.9	226	96.2
2	1,607	118.9	887	100.3	486	100.0	232	97.9	669	97.5	134	97.1	152	80.5	221	94.8
3	1,590	118.4	883	99.1	477	109.9	233	99.6	650	98.5	134	100.0	169	83.6	220	93.2

資料：卸売価格は農林水産省統計部「食肉流通統計」、豚肉は「食鳥市況情報(もも肉)」、鶏卵は「JA 全農たまご東京M規格」小売価格は総務省「小売物価統計調査報告」

注1：牛肉及び豚肉の卸売価格は東京及び大阪の中央市場における省令規格(牛肉：去勢牛B3・B2、豚肉：極上・上)1kg当りの価格である。

注2：鶏肉及び鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

注3：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉はロース、豚肉は平成26年12月まではロース、平成27年1月からバラ、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。

2 食肉等の流通対策

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金における国産食肉等流通体制整備

国産食肉等の安定的な供給体制を構築するため、高度に衛生的な設備を導入し低コストで大規模に流通・処理を行う先進的な食肉等流通処理施設の整備を支援した。

(2) 加工施設再編等緊急対策事業

「総合的な TPP 等関連政策大綱」に即し、食肉の処理・加工コストの縮減を図るために再編合理化等に取り組む食肉処理施設の整備等を支援した。

(3) 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業

「総合的な TPP 等関連政策大綱」に即し、国産食肉等の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産食肉等を活用した新商品開発のための技術開発を支援した。

(4) 畜産物輸出特別支援事業

「総合的な TPP 等関連政策大綱」に即し、国内や輸出先国での輸出に係る諸問題を解決して高品質な国産畜産物の一層の輸出促進を図るため、モモ肉・バラ肉等の食べ方を海外のシェフ等に習得させるための招へい活動、海外でのプロモーション活動等を支援した。

第9節 畜産経営対策

1 農畜産業振興機構以外で実施する酪農経営安定対策

飼料生産型酪農経営支援事業

飼料作付面積を確保し、環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対して、飼料作付面積に応じた交付金の交付を行った。

2 産地競争力の強化に向けた総合的推進

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

畜産生産基盤の強化に向けた取組に対して、共同利用の家畜飼養管理施設等の整備の支援を行った。

(2) 畜産収益力強化対策

我が国畜産の競争力強化のため、畜産農家をはじ

めとして、地域に存在する各種支援組織や関連産業等(コントラクター、TMR センター、キャトルステーション等)が連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの取組に対し、畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体(畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等)の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な機械の導入、施設整備等の支援を行った。また、畜産クラスターの推進のための新たな取組の実証や、全国的な普及活動等の支援を行った。

(3) 酪農経営体生産性向上緊急対策

農業従事者のなかでもとりわけ過酷な労働条件にある酪農家の労働負担軽減・省力化に資する機器の導入等の支援を行った。

3 畜産環境対策

「強い農業づくり交付金」のうち畜産周辺環境影響低減

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備の支援を措置した。

4 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

本資金は昭和 36 年度に創設され、国又は都道府県が農協等の民間金融機関に利子補給を行い、農業経営の近代化に資すると認められる長期かつ低利の施設資金等を融通している。

表 8 農業近代化資金融資実績

(単位：百万円)				
区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
畜産関係				
家畜購入	11,747	12,491	13,286	13,388
資金総額	41,392	47,942	59,255	61,283

(2) 農業経営基盤強化資金

(スーパー L 資金)

本資金は平成 6 年度に創設され、認定農業者に対し、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

平成 30 年度の畜産関係融資実績は、貸付件数 2,992 件、貸付額 2,455 億円であった。

畜産関係融資は貸付額全体の74.2%を占め、その内訳は、肉用牛28.9%、酪農22.1%、養豚9.7%、採卵鶏8.8%であった。

(3) 畜産経営環境調和推進資金

平成11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

平成30年度の融資実績は1件、5千万円であった。

産、地域における重要課題となっている鳥獣害対策などの畜産技術に関する実証展示、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく牛個体識別台帳への記録等を行った。

- ・独立行政法人家畜改良センター運営費交付金
(7,109百万円)
- ・畜産生産能力・体制強化推進事業のうち
 - 家畜能力等向上強化推進 (348百万円)
 - 繁殖肥育一貫経営等育成支援 (154百万円)
 - 牛の個体識別情報の活用の効率化・高度化対策
(23百万円)

第10節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策

平成27年3月策定の「家畜改良増殖目標」においては、近年低下傾向にある繁殖性の改善や、濃厚飼料の給与量を低減させるための国産飼料の利活用、産肉能力の向上等を図るとともに、多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える強みのある「家畜づくり」を進めることとした。このため、平成30年度においては、家畜改良を推進する事業によって、DNA解析情報を活用した能力の高い乳牛及び豚の早期作出モデルの実証等を支援するとともに、畜種の遺伝的能力評価の精度向上に必要な基礎的データや、生産現場における課題を解決するためのステップアップ情報となり得るデータを全国的・効率的に収集・分析する体制の整備を図り、また、和牛の遺伝的多様性を確保するための評価手法を確立する取組のほか、交雑種雌牛への和牛受精卵移植による繁殖肥育一貫経営を育成する取組を支援した。また、牛の個体識別情報及びその飼養管理等に関する生産情報を全国で一元集約し、その全国的な利用により、自らの経営改善点を自発的に把握することで家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図る取組を支援した。さらに、独立行政法人家畜改良センターにおいては、都道府県や民間団体では取り組み難い新たな育種改良技術と同センターが保有する多様な育種資源を活用し、ホルスタイン種における乳量や泌乳持続性、黒毛和種及びデュロック種における増体性、鶏における産肉性・産卵性などの改良に取り組みつつ優良な種畜の生産・供給を行うとともに、家畜の遺伝的能力評価の実施などを通じ、都道府県や民間における改良を支援した。また、飼料自給率の向上に資する優良な飼料作物の増殖に必要な種苗生産や飼料用稲の安定供給に資する種子生

2 中央畜産技術研修

国及び都道府県の畜産関係職員等を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設(福島県西白河郡西郷村)において実施した。本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体、独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員、農業に従事する者を対象として、畜産に関する高度の知識及び技術の習得並びに指導能力を向上させることを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための専門技術研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会において、主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。30年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、畜産物安全行政、肉用牛生産技術指導者養成、畜産環境保全、養鶏、養蜂、飼料A・B、放牧、肉用牛、畜産新技術A・B、酪農、食肉流通、自給飼料、肉用牛繁殖経営新規参入、畜産経営A・B等の各部門(21講座)について短期研修を実施し、合計666名が受講した。

第11節 飼料対策

1 自給飼料対策

(1) 自給飼料関連対策の概要

「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、自給飼料の増産を図る観点から、飼料作物の生産量を平成25年度の350万TDN(注)tから平成37年度の501万TDNtへ増加さ

せ、同様に飼料自給率を26%から40%に向上させる目標を定めた。あわせて、同計画では、具体的な飼料作物増産の方法として、(1)優良品種の普及や草地整備の推進、(2)水田飼料作物の生産・利用拡大、(3)飼料生産組織(コントラクター等)の育成・活用、(4)肉用繁殖雌牛や乳用牛の放牧拡大等を掲げた。

このため、平成30年度においては、不安定な気象に対応したリスク分散技術や飼料作物の優良品種の導入による草地改良、難防除雑草の駆除、飼料生産技術者の資質向上を支援した。また、飼料生産組織が飼料生産の担い手としての役割を発揮するための生産機能を強化する取組や青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用を拡大する取組、公共牧場の新たな活用方法を検討する取組、高品質な完全混合飼料(TMR)の安定供給を図る取組を支援した。さらに、国産濃厚飼料の増産のための、子実用とうもろこし等の生産・利用体制の構築や、繁殖基盤強化に向け繁殖雌牛等の放牧を活用した地域内一貫体制の構築の取組を支援した。このような中、平成30年の飼料作物全体の作付面積は、前年並の97万haとなり、生産量については、北海道を中心に天候不順となり生育が不良となったことから、前年に比べ19万TDN t減少し、366万TDN tとなった。

また、食品残さ等を有効活用した飼料であるエコフィードの増産のため、エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の飼料化事業者の育成、国産由来の食品残さ等の積極的な収集を通じたエコフィードの増産等への支援を行った。このような中、平成30年度のエコフィード製造数量は、前年度と同じ119万TDN tとなった。

注：TDNは、Total Digestible Nutrientsの略で、可消化養分総量と呼ばれるもの。家畜が消化できる養分の総量であり、カロリーに近い概念。

(2) 自給飼料関連予算

- ・飼料増産総合対策事業
(971 百万円)
- ・飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業
(補正：489 百万円)
- ・農業農村整備事業
(321,054 百万円の内数)
- ・飼料生産型酪農経営支援事業
(6,960 百万円)
- ・水田活用の直接支払交付金
(305,904 百万円の内数)
- ・強い農業づくり交付金

(20,154 百万円の内数)

2 流通飼料対策

我が国畜産については、生産コストの3割から6割を飼料費が占める中、配合飼料については、その原料の大宗をとうもろこしなどの輸入穀物に依存している。

このため、穀物相場、為替、海上運賃などの要素の影響を大きく受けることから、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる補填(通常補填)を基本としつつ、異常な価格高騰時には、国と配合飼料メーカーによる積立てから補填(異常補填)する配合飼料価格安定制度を措置し、畜産経営の安定を図っている。平成30年度においては、配合飼料の主原料であるとうもろこしのシカゴ相場や海上運賃の上昇等により、通常補填が第1四半期から第4四半期まで4期連続で発動した。なお、異常補填は発動しなかった。さらに、我が国は配合飼料原料のほとんどを輸入に依存していることを踏まえ、不測の事態における海外からの飼料原料の供給遅滞・途絶等に対処し、配合飼料の安定供給を図るため、民間が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料安定供給のための取組に対し、その費用の一部を支援した。また、平成29年8月に施行された農業競争力強化支援法に基づき、農業者が自らの努力のみでは対応できない「良質かつ低廉な農業資材の供給」等を図るため、配合飼料製造業について、国が講ずべき施策(①事業環境の整備(銘柄集約の取組の促進等)、②事業再編の促進及び国の支援措置、③農業資材の取引条件等の「見える化」)等を規定し、取組を推進した。平成30年5月に太田油脂株式会社、平成31年3月にフィード・ワン株式会社の事業再編計画を認定した。

・飼料穀物備蓄対策事業
(1,750 百万円)

第12節 中央競馬及び地方競馬

1 中央競馬

平成30年度(1~12月)の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆8,059億円(海外競馬分109億円を含

む。)、入場人員は627万人となり、前年比では売得金で1.7%の増加、入場人員で1.5%の増加となった。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,806億円を第1国庫納付金として納付するとともに、平成30年度決算により生じた剰余金の50%に相当する277億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録又は免許を受けなければならないが、平成30年12月31日現在では、馬主2,473名(うち法人331、組合50、本邦外個人14)、調教師192名、騎手133名、登録馬8,597頭となっており、また、きゅう務員等は2,384名となっている。

2 地方競馬

平成30年度(4～3月)の地方競馬は、全国の14競馬場において14主催者(道県2、指定市2、一部事務組合10)で合計261回、1,278日開催された。売得金は合計6,034億円、入場人員は合計307万人となり、前年比では売得金は9.2%の増加、入場人員は3.0%の減少となった。

また、地方公共団体金融機構に対し、前年度の経営実績等に応じて合計9.0億円が納付された。

地方競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、平成30年12月31日現在では、馬主4,557名(うち法人369、組合25、本邦外個人7)、調教師454名、騎手271名、登録馬11,693頭(平地10,931頭、ばんえい762頭)となっており、また、きゅう務員は2,063名となっている。

第13節 農業生産工程管理(GAP)の推進

GAP(Good Agricultural Practice)とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組をいう。農産物の取引の際に安全性を担保するための手段としても活用されており、国内外の一部の食品製造・小売事業者等との取引においてGAP認証の取得を要求する動きが見られる。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、東京2020大会)の食材調達基準においては、持続可能性に配慮するという観点から、食品安全、環境保全及び労働安全を確保し、家畜の快

適性にも配慮した生産が要件化され、これを担保する方法として、農産物については、GAP認証(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP)の取得又はガイドライン(注1)に準拠したGAPの取組を公的機関により確認すること、畜産物については、GLOBALG.A.P.及びJGAP等の認証取得に加え、GAP取得チャレンジシステム(注2)に則して生産され、第三者が確認することが位置付けられた。

こうした動きの中、農林水産省では、農業者が自らGAPに取り組むことに加えて、GAP認証の取得拡大及び家畜の快適性に配慮した飼養管理の普及に向け、都道府県等における指導者の育成や農業者に対する研修会の開催、認証取得に係る審査費用等を支援した。また、GAPの基礎を学べるオンライン研修を開設した。

新たに、消費者の認知度向上を目的とした、GAPのPRイベントの開催や、GAP情報発信サイトを開設した。なお、平成29年11月にGFSIへ承認申請を行った日本発のGAP認証(ASIAGAP)は、平成30年10月に承認された。

注1：関係法令等を俯瞰して農業生産活動において特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、平成22年4月に策定された「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」。

注2：平成29年3月末に基準書が策定されたJGAP家畜・畜産物の認証取得の準備段階の取組として、同年8月末から運用を開始した生産者自身が管理状況の自主点検を行い、その内容を第三者が確認するシステム。

(予算額 GAP拡大推進加速化事業
601百万円の内数)

(予算額 農業生産工程管理推進事業のうち
畜産GAP拡大推進加速化事業
191百万円の内数)

(予算額 日・アセアン連携によるGAP認知度向上推進事業
14百万円)

(予算額 国際認証取得等支援事業
平成30年度補正 152百万円の内数)

第14節 協同農業普及事業

「農業改良助長法」(昭和23年法律第165号)に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業(協同農業普及事業)を実

施した。

1 「協同農業普及事業の運営に関する指針(平成27年度制定)」等に基づく運営

「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成27年度制定)に基づき、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じた農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう運営を行った。

また、協同農業普及事業を実施するに当たり、留意すべき内容を明確にした「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」に基づいた取組を推進した。

特に、国際的に通用する農業生産工程管理(GAP)の普及・拡大、ICT等を取り入れた新たな農業(スマート農業)の展開や中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた支援等の国の施策の展開方向を踏まえるとともに、地域の特性等に即して積極的に取り組むよう推進した。

2 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 2,409百万円)

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及職員7,292(うち普及指導員6,351人)人(平成31年3月31日現在)を配置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、一部は農業者研修教育施設(道府県農業大学校)、試験研究機関等に所属した。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者、無試験による任用として、一定の学歴・経験を有する者、又は農産物の加工等の識見を有し中小企業診断士等の一定の資格・基準を満たす者の中から行われた。

(2) 普及指導員の活動

国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえて、次のような活動を実施した。

ア 農業の持続的な発展に関する支援

担い手の育成・確保、需要に応じた生産及び供給が可能となる体制の整備、農業の生産現場におけるスマート農業等の技術革新の取組に対する支援

イ 食料の安定供給の確保に関する支援

国のガイドラインに則した一定水準以上の農業生産工程管理(GAP)の普及、農業生産資材の適切な利用及び地域ぐるみでの6次産業化への支援

ウ 農村の振興に関する支援

加工・直売等による地域の農産物等を活かした新たな価値の創出、深刻化・広域化する鳥獣被害への対応への対応

エ 東日本大震災からの復旧・復興に関する支援

先端的な生産技術、加工技術等の実証及び普及、放射性物質の吸収抑制対策、除染後の農地への作付実証、復旧・復興に向けた地域の合意形成支援

(3) 普及指導センターの運営

現場での活動を本務とする普及指導員の活動拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談の場として機能が十分に果たせるよう、各都道府県の実情に合わせて、組織の一体性の確保に配慮した組織整備がなされており、普及指導センター360か所(平成31年3月31日現在)の運営を行った。

具体的には、普及指導員の諸活動を適切に支援できるよう普及指導センターの整備、先進的な農業者や関係機関・団体・民間企業等との情報交換、ICT等の活用などを実施した。

さらに、普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする協議会等の開催、新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等を開催した。

(4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が普及指導協力委員として委嘱し、その協力を得た。

(5) 普及指導員の研修

近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、普及指導員として目指すべき人材像や求められる資質、人材育成に向けた取組方針等に基づいて、都道府県段階における研修の充実強化

を図った。普及指導員としての職務経験年数等に応じ、普及指導方法や担当分野に関する知識・技術の習得、課題解決能力の向上等を目的として、集合・派遣研修及びOJT等を実施した。また、国段階における研修に派遣した。

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業士」として認定した。また、研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(7) 農業者研修教育施設の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)において、高校卒業生等を対象に長期の研修教育を行う養成課程、県の農業及び農村の実情に応じ、養成課程の卒業者を対象に、より高度な研修教育を行う研究課程及び新規就農希望者や農業者等を対象に、農業技術や経営管理手法を習得するための短期研修を行う研修課程の各教育課程で農業者研修教育を実施した。

また、これらのために必要な機材等の整備を行った。さらに、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修を実施した。

価や産地と実需者のマッチング等を行うことで、強みのある産地形成に資する品種・技術の導入を促進する取組を支援した。

(予算額 2,574百万円の内数)

3 協同農業普及事業の効果的・効率的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあわせて、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 産地活性化総合対策事業のうち農業労働力確保支援事業

作業ピーク時における労働力不足を解消するため、派遣援農者のデータベース作成等、労働力不足の解消に向けた地域の取組や、人材派遣会社のノウハウや各地の知見を活かした、広域連携や他産業との連携等、労働力確保の新たな手法の確立を支援した。

(予算額 2,574百万円の内数)

(2) 産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術の確立支援事業

生産者と実需者等の関係者による品種・技術の評